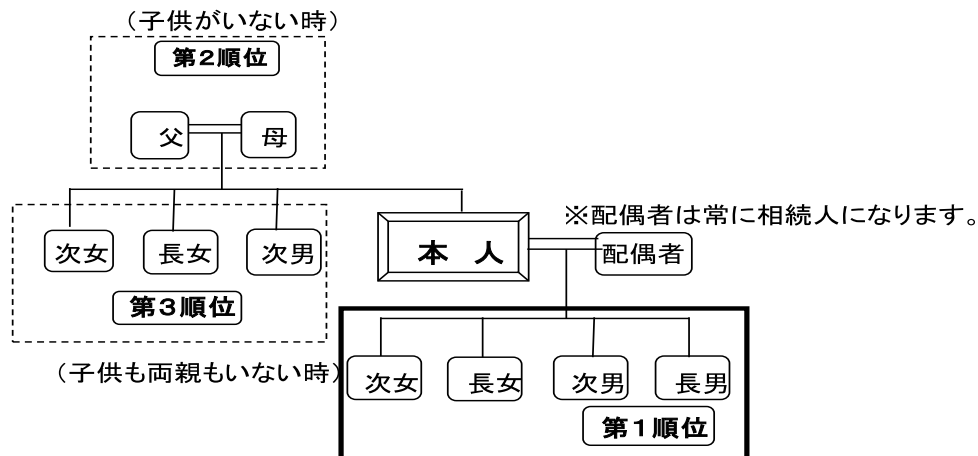


相続に関する必要書類



申請の順序

〔一時抹消の場合〕

- ①相続移転登録 → 一時抹消登録
- ②相続移転登録 → 移転登録 → 一時抹消登録

〔移転登録の場合〕

- ①相続移転登録
- ②相続移転登録 → 移転登録

※「永久抹消登録」をする場合は、右記の「B. 1.」の書類の他に、申請相続人の「印鑑証明書」（3ヶ月以内のもの）、「実印を押印した委任状」（本人申請は実印持参）、「移動報告番号」、「申請相続人の振込口座情報」（重量税還付可能の場合。代理人申請の場合は代理人の認印も持参）、自動車検査証、ナンバープレートで手続きできます。（相続移転登録は、省略）

※「除籍謄本」の代わりとして、法定相続情報証明制度の手続きにより法務局で交付された「法定相続情報一覧図」が使えます。
※共同相続、相続権利者に「未成年者」がいる場合、その他不明な点がございましたら、登録窓口までご相談下さい。

A. 遺産分割協議書で申請する場合の必要書類

1. 「所有者」（本人）の「除籍謄本」

〔本人の死亡事実及び相続権利者全員の確認〕

※「除籍謄本」に相続権利者全員が載っていない場合には、「改製原戸籍」謄本も必要です。

2. 「遺産分割協議書」

※相続権利者全員の「実印の押印」が必要です。

B. 遺産分割協議成立申立書で申請する場合の必要書類

（相続する自動車の価格が100万円以下の場合可能）

1. 「所有者」（本人）の「除籍謄本」

〔本人の死亡事実及び申請相続人の相続権利の確認〕

※「除籍謄本」に申請人である相続人が載っていない場合には、「改製原戸籍」謄本も必要です。

2. 「遺産分割協議成立申立書」及び相続する自動車の価格が100万円以下であることを確認できる査定証又は査定価格を確認できる資料の写し等を添付して下さい。

※申立書には、申請人である相続人の「実印の押印」が必要です。

A. B. 共通の申請に必要な書類等

3. 申請相続人の「印鑑証明書」（3ヶ月以内のもの）

4. 申請相続人の「実印を押印した委任状」（本人申請は実印持参） また、第三者に譲渡する場合は「譲渡証明書」も必要で、第三者の方の移転登録に関する書類も必要です。

5. 有効期間のある（抹消の場合は期間切れでも可）自動車検査証

6. 抹消の場合はナンバープレートの返納、番号変更を伴う場合は車の持込が必要です。

※抹消しない「相続移転登録」（申請相続人が新所有者・使用者として自動車使用）で、申請相続人の住所が車検証記載の使用の本拠の位置と相違の場合、「車庫証明書」が必要です。

その他、添付書類が発生してくるケースがあります。